

参加者確認公募説明書

令和7年度将来GHG衛星ミッションのためのGHGライダー検討委託業務

令和7年7月

国立研究開発法人国立環境研究所

令和 7 年度将来 G H G 衛星ミッションのための G H G ライダー検討委託業務に係る
参加希望書類の募集要領

1. 総則

令和 7 年度将来 G H G 衛星ミッションのための G H G ライダー検討委託業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度将来 G H G 衛星ミッションのための G H G ライダー検討委託業務

(2) 業務内容等

別添委託業務仕様書（案）のとおり。

(3) 予算額

非公表。ただし、企画競争手続に移行する場合にあっては、別途提示する。

(4) 履行期間

契約締結日～令和 8 年 2 月 2 7 日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 参加者確認公募説明書別紙に定める暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

(2) 技術力に関する要件

G H G を含む大気ライダーの専門的かつ包括的な知見と、観測精度を評価するための衛星軌道からの G H G ライダーのシミュレーション技術を有すること。

(3) 設備に関する要件

地上設置型 C O 2 ライダーを有していること。

(4) 実績に関する要件

G H G ライダー観測に関する国際論文発表実績があること。

(5) (2) (3) 及び (4) の要件を満たすことを証明する書類及び証明書等を提出し、承認を得ること。

4. 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

(1) 提出場所

茨城県つくば市小野川 1 6 - 2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第二係 担当：佐藤

T E L : 029-850-2812 F A X : 029-850-2388

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によって提出すること。メールによる電子データ（ワード若しくはエクセルで作成したもの）の送付も可とする。
（データの送付先：itaku-keiyaku@nies.go.jp）

（３）提出期間

令和７年７月２５日（金）までの１０時～１７時（持参の場合は、１２時～１３時を除く）

（４）質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：令和７年７月３１日（木）午前１０時から

令和７年８月７日（木）午後５時まで

茨城県つくば市小野川１６－２

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第二係

及び当研究所ＨＰ上

５．提出書類、提出期限等

（１）提出書類

- ① 令和７年度将来GHG衛星ミッションのためのGHGライダー検討委託業務に係る参加希望書類（別添様式参照）
- ② 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- ③ ３（５）に示す書類

（２）提出期限等

① 提出期限

令和７年８月７日（木）１７時

② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

４（１）に同じ。

③ 提出部数

２部

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。

なお、郵送する場合は、封筒に「令和７年度将来GHG衛星ミッションのためのGHGライダー検討委託業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、平日の１０時から１７時まで（持参の場合は、１２時～１３時を除く）とする。

イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった参加希望書類は、無効とする。

ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。

エ 提出された参加希望書類は、返却しない。

オ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。

カ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う。

キ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 参加希望書類の審査

- (1) 国立環境研究所において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和7年8月12日（火）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問合せすることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問合せに適切に対応できるようにすること。提出者が問合せに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たしていない者と認めることとする。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との随意契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札又は企画競争手続（以下「一般競争入札等手続」という。）に移行する。
- (4) 応募要件を満たしていないと認める旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

7. 一般競争入札等手続に移行した場合

- (1) 一般競争入札等手続に移行した場合にあっては、応募要件を満たす応募者に対して、入札説明書等を交付し、入札書等の提出を要請する。
- (2) 入札書等提出予定期限
令和7年9月8日

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4（1）に同じ。
- (3) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札等手続に移行した場合に入札書等を提出するためには、入札書等の提出時まで、当該資格の認定を受ける必要がある。

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和7年度将来GHG衛星ミッションのためのGHGライダー検討委託業務
に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおりお示しします。

- (1) 会社概要等
- (2) 参加者確認公募説明書3 (5) に示す書類

担当者等連絡先

所属部署：

担当者名：

責任者名：

TEL ：

E-mail ：

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

（一般競争に参加させることができない者）

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- （6）前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（予定価格の作成）

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(案)

委 託 業 務 仕 様 書

1. 委託業務題目 令和7年度将来 GHG 衛星ミッションのための GHG ライダー検討委託業務

2. 委託業務の目的・概要

国立環境研究所(以下、NIES)では、温室効果ガス観測技術衛星 GOSAT シリーズプロダクトの作成・配信などを行っている。2025 年度には 3 世代目である GOSAT-GW の打ち上げが予定されているが、その次の世代の衛星ミッションについても検討を行っているところである。その一環として能動型リモートセンシング技術であるライダーを用いた温室効果ガス(GHG)の衛星観測の可能性についても議論を行っている。本業務は衛星搭載 GHG ライダーの実現可能性やセンサー仕様の検討のための情報として必要な調査や解析を得ることを目的として委託を行うものである。

3. 委託業務を行う場所

委託先において行うものとする。

4. 委託業務実施期間 契約締結日 ～ 令和8年2月27日

5. 委託業務の実施方法

(1) 委託業務の内容

- a) 人工衛星に搭載されることを想定した CO₂および CH₄ ライダーについて、他国の衛星搭載 CO₂ ライダーである NASA の ASCENDS 方式と中国の ACDL/DQ-1 方式を参考に各方式による精度の評価を行う。この際、測定誤差に加えて気温や水蒸気などの誤差要因を考慮して評価する。また、レーザーや検出器についても NIES が行った「令和6年度将来温室効果ガス観測ミッション構想に関する調査検討業務」報告書などを参考に実現可能性を検討し、シミュレーションに取り入れる。
- b) 将来の衛星搭載 GHG ライダーで採用候補となり得る高感度検出器の入手可能性やライダーの方式について、文献調査や会議参加、現地調査を行う。会議については AGU などに参加し、高感度・低ノイズの光検出器や海外の GHG ライダーに関する最新の情報収集を行う。また、高感度検出器の入手が可能である場合、地上設置型 CO₂ ライダーに搭載し、上記のシミュレーションに関する実証実験の検討を行う。
- c) NIES 担当者などとの打ち合わせに参加し、業務進捗や結果の報告を行う。業務を行うに当たり、NIES 担当者と月1回程度行うこと(オンラインでも可とする)。打合せ時は、本業務の各項目における進捗状況を取りまとめ整理した上で提示すること。また、納入前2週間を目途に成果報告会を実施すること。業務に着手するに当たり、契約後2週間以内を目途に業務計画書を作成し、NIES 担当者と協議し承認を得るものとする。

(2) 結果の報告

受託者は、本業務が完了したとき若しくは令和8年2月27日までに業務結果を取りまとめ、以下の成果物を国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)へ提出するものとする。

- ① 委託業務結果報告書を収録した電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下のURLにおいて公開している。(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 受託者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 受託者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 受託者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 受託者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) (情報システムやアプリの開発・運用・保守等のように、NIES の情報システムに直接的に影響を及ぼすことが可能な委託業務の場合) 受託者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。(再委託がある場合、再委託先含む)
 - ・ 受託者の資本関係
 - ・ 受託者の役員等の情報
 - ・ 委託業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 委託業務の実施場所

7. その他

受託者は、この委託業務仕様書に疑義が生じたとき、この委託業務仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいはこの委託業務仕様書に記載のない細部については、NIES 担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。